重要事項説明書

(介護保険・医療保険)

訪問看護ステーションのびしろ太田 (2025年2月現在) 利用者に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	株式会社のびしろ			
主たる事務所の所在地	〒373-0013 群馬県太田市市場町696番地7			
代表者(職名・氏名)	代表取締役 野代 龍平			
設立年月日	令和4年5月26日 電話番号 0276-55-4600			

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーションのびしろ太田			
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護			
事業所の所在地	〒373-0061 群馬県太田市鳥山上町2331-1上町モール3号			
電話番号	0276-55-4635 F A X 番号 0276-55-4637			0276-55-4637
指定年月日・事業所番号	令和4年10月1日指定 1060590419			
管理者(職名・氏名)	看護師 中島 由香			
通常の事業の実施地域	太田市、足利市、大泉町、桐生市			

3. 運営の理念と方針

<理念>

- 1、 伸び代に着目して行動する
- 2、 利用者様の可能性を見つけ、安心を届ける
- 3、 人権の尊重と自立支援

<方針>

- ①利用者様が住み慣れた地域社会、及び家庭で安心した在宅療養生活を送れるように、信頼関係を築きながら、心身のケアや在宅生活を支援します。
- ②利用者様の有する能力に応じた日常生活を支援し、心身の機能の維持・改善を目指します。
- ③主治医との密接な連携のもと、訪問看護指示書や計画書に基づき、適切な訪問看護を実施します。
- ④事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、保健医療機関、関係市町村地域の保健、医療、福祉サービス事業者などとの連携を図り、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努めます。
- ⑤緊急な事態にも柔軟な対応が出来る体制を整備していきます。

4. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 7人、非常勤 2人
准看護師	常勤 0人、非常勤 0人
理学療法士等	5人

5. 営業日時

営業日:月曜日~土曜日 営業時間:8:30~17:30

お休み:日曜日

その他、研修や勤務の都合によりお休みになることがあります。その場合は、事前にご連絡をいたします。また、 職員の体調不良や悪天候等により、急遽お休みとなる場合があるため、予めご了承ください。

但し、営業時間外においても、電話等により、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

事業所電話番号:0276-55-4635 緊急時携帯電話番号:080-9330-3528

6. 提供するサービスの内容

訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます。)等が、そのお宅を訪問して必要な処置を行い、療養上の援助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

<内容>

- ①病状・障害の観察
 - ・血圧、体温、脈拍、呼吸等の測定
 - ・病状の観察と相談
 - ・心の健康相談
 - ・精神症状の観察、援助
 - ・服薬管理 など
- ②褥瘡の予防・処置
- ③身体清潔のケア(清拭、洗髪、排泄のケア、口腔ケアなど)
- ④リハビリテーション
 - ・身体機能、基本動作能力の維持・向上
 - ・痛みの改善
 - ・家族の介護負担が軽減できるような介護方法の指導
 - ・段差解消や手すり、歩行補助具、福祉用具の使用等についての相談
 - ・その他、介護に関する相談
- ⑤ターミナルケア
 - ⑥認知症患者の看護
 - ⑦療養生活や介護方法の指導
 - ⑧カテーテル等の管理
 - ⑨その他医師の指示による医療処置など

7. 利用料(介護保険)

①基本利用料

(単位数 :1単位=10.21円 、利用者負担額:単位数に応じた料金の1割、又は2割、又は3割)

(単位:円)

(+ I= : 1)/						
地域区分に合わせた点数	介護保険					
サービス	介護利用料 1割負担 2割負担 3割負担					
20 分未満	3,205	321	641	962		
30 分未満	4,808	481	962	1,443		
30 分以上 1 時間未満	8,402	841	1,681	2,521		
1 時間以上 1 時間 30 分未満	11,516	1,152	2,304	3,455		
理学療法士リハビリ 20分	3,001	301	601	901		

理学療法士リハビリ 20分	2.020	202	F0.4	070
8 単位減算 ver	2,920	292	584	876

地域区分に合わせた点数	介護保険					
サービス	介護利用料	3 割負担				
20 分未満	3,093	310	619	928		
30 分未満	4,604	461	921	1,382		
30 分以上 1 時間未満	8,106	811	1,622	2,432		
1 時間以上 1 時間 30 分未満	11,128	1,113	2,226	3,339		
理学療法士リハビリ 20分	2,899	290	580	870		
理学療法士リハビリ 20 分 8 単位減算 ver	2,817	282	564	846		

- ※事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物(サービス付き高齢者向け住宅等の集合住宅)に居住する利用者を訪問する場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数の算定となります。
- ※准看護師が訪問する場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数の算定となります。
- ※理学療法士等が 1 日 3 回以上訪問する場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数の算定 となります。また、要支援の方の場合は 1 日 3 回以上の場合は上記単位数が 50/100 となります。利用開始月から 12 か月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合、1 回 5 単位を減算。
- ※上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。
- ※介護保険給付の<u>支給限度額を超えて</u>サービスを利用する場合は、<u>超えた額の全額</u>をご負担いただくこととなります のでご留意ください。
- ※端数処理方法の関係で1円単位に誤差が生じる場合があります。

②加算利用料

以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	単位数	利用者負担額 1割	利用者負担額 2割	利用者負担額3割
夜間・早朝	夜間(18時~22時)又は早朝(6時~8時) にサービス提供する場合		基本利用	料の25%増	
・深夜加算	深夜(22時〜翌朝6時)にサービス提供する 場合		基本利用	料の50%増	
看護・介護 職員連携 強化加算	訪問介護事業所と連携し、訪問介護員等が利用者に対し、特定行為業務を円滑に行うための支援を行った場合(1月につき)	250単位	256円	511円	766円
複数名訪問	2人の看護師等が同時に30分未満の訪問看護 を行った場合(1回につき)	254単位	260円	519円	778円
加算I	2人の看護師等が同時に30分以上の訪問看護 を行った場合(1回につき)	402単位	411円	821円	1232円
複数名訪問 加算Ⅱ	看護師等と看護補助者が同時に30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	201単位	206円	411円	616円

	看護師等と看護補助者が同時に30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	317単位	324円	648円	971円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間 30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	300単位	307円	613円	919円
退院時共同 指導加算	入院入所中に退院時共同指導を行った場合、 退院退所後の初回訪問看護に加算	600単位	613円	1226円	1838円
初回加算	新規又は過去2月間に当該事業所の訪問看護を受けていない状態で、新たに訪問看護計画書を作成した利用者に対して、訪問看護を行った場合(初月の1回のみ)	300単位 又は 350単位	307円 又は 358円	613円 又は 715円	919円 又は 1072円
緊急時訪問 看護加算	利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応でき、必要に応じて臨時訪問できる体制を整え、利用者の同意を得ている場合(1月につき)	600単位	613円	1226円	1838円
特別管理 加算	(I)特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)(在宅悪性腫瘍患者指導管理や在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、又は、気管カニューレや留置カテーテルを使用している状態)	500単位	511円	1021円	1532円
	(II) 特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	250単位	256円	511円	766円
ターミナル ケア加算	利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合(当該月のみ)	2,500単位	2,553円	5,105円	7,658円
サービス提 供体制強化 加算	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1回につき)	6単位	7円	13円	19円
専門管理加 算	認定看護師や特定行為研修終了者の支援がった場合(1月に1回)	250単位	256円	511円	766円
口腔連携強 化加算	歯科医療機関と典型した場合 (1月につき1回)	50単位	51円	102円	153円

③その他の費用 (保険適用外の費用)

項目	内容	料金
保険適用外の訪問看護	介護保険・医療保険の適用外の訪問看護利用 料 (要相談)	5,000 円/30 分 (夜間・早朝は 25%、深夜は 50%加算)
交通費	通常の事業の実施地域を越える場合、越えた 地点から 1 訪問ごとに交通費を算定	5km 未満 100 円 5km 以上 10km 未満. 200 円 10km 以上 300 円

死後の処置料金	訪問看護サービスの提供と連続して行われ た、在宅での死後の処置	15,000 F	9
開示にかかる手数料	記録の閲覧、複写	閲覧(立ち合い) 複写	2,000 円 20 円/枚

利用料(医療保険)

① 基本利用料 (訪問看護基本療養費と訪問看護管理療養費の合計金額となります) 訪問看護

方問看護					
サービス内容		10 割		ご利用料	
			1割負担	2割負担	3割負担
■訪問	看護管理療養費(1 日につき)				
月の初	機能強化型訪問看護管理療養費 1	13,230円	1,323 円	2,646 円	3,969 円
日	機能強化型訪問看護管理療養費 2	10,030円	1,003円	2,006円	3,009円
	機能強化型訪問看護管理療養費 3	8,700円	870円	1,740円	2,610円
	上記以外の場合	7,670 円	767 円	1,534円	2,301 円
2日目	訪問看護管理療養費 1	3,000円	300円	600円	900円
以降	訪問看護管理療養費 2	2,500円	250円	500円	750円
■訪問	- 看護基本療養費 Ⅰ	1		1	1
週3日目	まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目	目以降	6,550円	655 円	1,310円	1,965円
週4日目	目以降	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	逐法士(PT)·作業療法士(OT)·言語聴覚				
±(ST)σ					
	看護基本療養費 II (同一建物の居住者) 	1	Г	1	
同一日	週3日目まで	5,550円	555 円	1,110円	1,665円
2人	週4日目以降	6,550円	655 円	1,310円	1,965円
	週4日目以降 ※PT・OT・ST の場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円
同一日	週3日まで	2,780 円	278円	556円	834円
3 人以	週4日目以降	3,280円	328円	656 円	984 円
上	週4日目以降	2,780 円	278 円	556円	834円
	※PT·OT·ST の場合				
	看護基本療養費Ⅲ	8,500円	850円	1,700円	2,550 円
	に外泊した場合)			0.550.55	0.055.55
■悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥		12,850円	1,285円	2,570円	3,855 円
	:係る専門の研修を受けた看護師によ (月 1 回)				
	(パーロ) は訪問看護管理療養費に加算(1日に	 つき)		1	1
	出加算(6 歳未満)	1,300円	130円	260円	390円
	労働大臣が定める者に該当する場合	1,800円	180円	360円	540円

福祉医療費受給者	自己負担なし
----------	--------

生活保護受給者 自己負担なし

※ 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も 自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

- ※ 医療保険における訪問看護は、<u>原則1日1回(1回の訪問は90分まで)、週3日までとなっています。</u> ただし、病名等によっては、複数回訪問や90分以上の訪問、週4日以上の訪問が可能です。
- ※ 週は日曜日を起点とする為、前月から続く訪問の場合は、月の1日目であっても週4日目以降を算定する場合があります。

項目			利用者負担額			
		金額	1割	2割	3割	
難病等複数回訪問加算 2回		4,500 /日	450	900	1,350	
		3回以上	8,000 /日	800	1,600	2,400
緊急訪問看護加算 (主治医の指示により、緊急訪問した場合)			2,650 /日	265	530	795
長時間訪問看護加算 (※3、特指示対象者に90分以上の看護を実施)			5,200 /週	520	1,040	1,560
(看護師	4,500 /週	450	900	1,350
		補助者	3,000 /週3まで	300	600	900
夜間・早朝訪問看護加算 (18	3~22時	、6~8時)	2,100 /日	210	420	630
深夜訪問看護加算 (22~6時)			4,200 /日	420	840	1,260
24時間対応体制加算 (利用者	の希望に	より算定)	6.800 /月	680	1.360	2,040
 特別管理加算	(1)	※3の対象者	5,000 /月	500	1,000	1,500
· 付加自任加异	(11)	※3の対象者	2,500 /月	250	500	750
退院時共同投資加管	%2	・3は2回まで	8,000 /指導日	800	1,600	2.400
退院時共同指導加算 (入院中病院と共に指導)	※3対	対象者は更に加 算	2,000 加算	200	400	600
14 哈士操作道加管			6,000 /退院日	600	1,200	1,800
退院支援指導加算 (退院日の訪問看護)※2、※3、その	7件以重4	が認めたわた老	又は	又は	又は	又は
(区院口の前向有接)※2、※3、その	716必安/	7.応めら1072年	8,400/90分以上	840円	1,680円	2,540円
在宅患者連携指導加算 (医療関係職種間で情報共有し、その上で療養指導)		3,000 /月	300	600	900	
在宅患者緊急時カンファレンス加算			2,000 /月2ま で	200	400	600
情報提供療養費(他機関連携、入院時、施設入所時等)			1,500 /月	150	300	450
療養情報提供加算 (入院時等に主治医とともに情報提供)			500 /回	50	100	150
ターミナルケア療養費 (死亡日及び死亡前14日以内に2回以上訪問)			25,000	2,000	4,000	6,000
■ 専門管理加算(1 月につき)			2,500	250	500	750
■ 遠隔死亡診断補助加算			1,500	150	300	450
■ 訪問看護医療 DX 情報活用加算			50	5	10	15

※複数名訪問看護加算(看護補助者)で、別に厚生労働大臣が定める場合に限り、1日に複数回算定可能です。

(1日に1回の場合3.000円 1日に2回の場合6.000円 1日に3回以上の場合10.000円)

【基準告示第2の1に規定する疾病等(別表第7、別表第8)】(厚生労働省告示第82号)

- ※2 特掲診療料の施設基準等「別表第7」に掲げる疾病等の者
 - (厚生労働大臣が定める疾病等の利用者で介護保険の方でも、訪問看護は医療保険の扱いになります)
- ※3 特掲診療料の施設基準等「別表第8」に掲げる者 (特別管理加算の対象者)
- ※ 特指示=特別訪問看護指示書

③ 基本利用料 (精神科訪問看護)

	サービス内容	10割	ご利用料		
			1割負担	2割負担	3 割負担
■ 訪問看護管	『理療養費(1 日につき)				
月の初日	機能強化型訪問看護管理療養費 1	13,230円	1,323 円	2,646 円	3,969 円
2日目以降	機能強化型訪問看護管理療養費 2	10,030円	1,003円	2,006 円	3,009 円
	機能強化型訪問看護管理療養費 3	8,700円	870円	1,740円	2,610円
	上記以外の場合	7,670 円	767円	1,534 円	2,301 円
2日目以降	訪問看護管理療養費 1	3,000円	300円	600円	900円
	訪問看護管理療養費 2	2,500 円	250 円	500円	750円
週3日目まで	30 分以上の場合	5,050 円	505円	1,010円	1,515円
(准看)	30 分未満の場合	3,870 円	387円	774円	1,161円
週 4 日目以降	30 分以上の場合	6,550円	655 円	1,310円	1,965 円
	30 分未満の場合	5,100円	510円	1,020円	1,530円
週 4 日目以降	30 分以上の場合	6,050円	605円	1,210円	1,815円
(准看護師の訪 問	30 分未満の場合	4,720 円	472円	944円	1,416円
■ 精神科訪問看	護基本療養費Ⅲ(同一建物)	'	,	,	,
(イ) 1日2人					
週3日目まで	30 分以上の場合	5,550 円	555 円	1,110円	1,665 円
	30 分未満の場合	4,250 円	425 円	850円	1,275円
週4日目以降	30 分以上の場合	6,550円	655 円	1,310円	1,965 円
	30 分未満の場合	5,100円	510円	1,020円	1,530円
(イ) 同1日3.	人以上	'	,	,	
週3日目まで	30 分以上の場合	2,780 円	278 円	556円	834円
	30 分未満の場合	2,130円	213円	426 円	639円
週 4 日目以降	30 分以上の場合	3,280 円	328円	656円	984円
	30 分未満の場合	2,550円	255 円	510円	765 円
■ 精神科訪問看	護基本療養費Ⅳ	8,500円	850円	1,700円	2,550円
6 歳未満は訪問看	i護管理療養費に加算(1 日につき)	1	1	1	1
乳幼児加算		1,300円	130円	260円	390円
*別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合		1,800円	180円	360円	540円

福祉医療費受給者	負担なし
生活保護受給者	負担なし

[※] 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用 料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

[※] 精神科訪問看護の訪問は、原則として1日1回、週3日まで保険適応となっています。 ただし、退院後3ヶ月以内に行われる場合に限り、週5回の訪問が可能です。

※1 週は日曜日を起点とする為、前月から続く訪問の場合は、月の1日目であっても週4日目以降を算定する場合があります。

④加算利用料 (精神科訪問看護) (状況、要望に応じて加算される利用料)

単位(円)

4加算利用料	(精神科訪問看護)(状況、要望に応	いして加算され	る利用料)		単位(円)
■24 時間対応	24 時間対応体制における看護業務の	6,800円	680円	1,360円	2,040 円
体制加算(1月	負担軽減の取り組みを行っている場				
につき)	合				
	上記以外の場合	6,520円	652円	1,304円	1,956円
■ 特別管理加算	1 (1月につき)	5,000円	500円	1,000円	1,500円
■ 特別管理加算	(1月につき)	2,500 円	250円	500円	750円
■ 精神科複数	1日2回訪問	4,500 円	450円	900円	1,350円
回訪問加算	1日に2回、同一建物3人以上に訪問	4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回以上の訪問	8,000円	800円	1,600円	2,400 円
	1日3回以上、同一建物の3人以上 に訪問	7,200 円	720円	1,440円	2,160円
■ 退院時共同指	- 導加算(1 月につき)	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	算対象者は右記料金を加算	2,000円	200円	400円	600円
■ 早朝・夜間加	算(6:00~8:00 18:00~22:00)	2,100円	210円	420円	630円
■ 深夜加算(22	2:00~6:00)	4,200 円	420円	840円	1,260円
看護師と看護師	1日に1回の場合	4,500 円	450円	900円	1,350円
又は作業療法士	(同一建物 3 人以上)	4,000 円	400円	800円	1,200円
の場合	1日に2回の場合(同一建物2人まで)	9,000円	900円	1,800円	2,700円
	(同一建物 3 人以上)	8,100円	810円	1,620円	2,430 円
	1日に3回以上(同一建物2人まで)	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
	(同一建物 3 人以上)	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
■ 長時間精神科	訪問看護加算	5,200 円	520円	1,040円	1,560円
■ 精神科緊急	月14日目まで	2,650 円	265 円	530円	795 円
訪問看護加算 (1 日につき)	月 15 日目以降	2,000円	200円	400円	600円
■退院支援指導加 90 分未満の療養	ロ算 上の指導、支援を行う場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
90 分以上の長時	間の療養上の指導、支援を行う場合	8,400 円	840円	1,680円	2,540 円
■ 在宅患者連携	指導加算(1 月につき)	3,000円	300円	600円	900円
■ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算(1 月につき 2回)		2,000円	200円	400円	600円
■ 訪問看護ターミナルケア療養費(在宅又は施設への 訪問)		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
※施設での加算に応じ		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
■ 訪問看護情報提供療養費(1 月につき)		1,500円	150円	300円	450円
■ 精神科重症患者支援管理連携加算(1 月につき)		8,400円	840円	1,680円	2,520円
※利用者の状態は	こ応じ	5,800円	580円	1,160円	1,740円
		I	1	1	1

■ 介護・看護職員連携強化加算(1 月につき)	2,500円	250円	500円	750円
■ 遠隔死亡診断補助加算	1,500円	150円	300円	450円
■ 訪問看護医療 DX 情報活用加算	50円	5円	10円	15円

⑤その他の費用(保険適用外の費用)

項目	内容	料金
保険適用外の訪問看護	医療保険の適用外の訪問看護利用料	5,000 円/30 分 (夜間・早朝は 25%、深夜は 50%加算)
死後の処置料金	訪問看護サービスの提供と連続して行われ た、在宅での死後の処置	15,000円
開示にかかる手数料	記録の閲覧、複写	閲覧(立ち合い) 2,000円 複写 20円/枚

⑥支払い方法

金銭授受トラブル防止の観点から、一ヶ月の利用料金をまとめて、原則口座引落しとさせていただきます。なお、ご希望により振込・現金支払いを利用する事もできます。但し、振込料金に係る全ての手数料は利用者様の負担になります。現金支払いに関してはお手数ですが、事務所へお越しいただきお支払いください。引落しに関してはサービス提供月の翌月 26 日(休日、祝日の場合は翌営業日)に株式会社のびしる名義で引き落としされます。

⑦サービス利用をお休みする場合

利用者様のご都合等により、サービス利用をお休みする場合は、前日までに当事業所へご連絡ください。<u>当日のキャンセルとなりますと、100%の利用料が発生致します</u>。止むを得ない事情に関しましてはこの限りではございません。

8. 緊急時の救急車同乗について

- ・介護保険または医療保険に関わる訪問看護サービスは、利用者宅以外でのサービスは認められていません。そのため、原則として利用者急変時の訪問看護職員の救急車同乗等は行っておりません。
- ・止むを得ない状況で救急車同乗等を行う場合、別途時間単価による自費(※7-③参照)、搬送先病院からの 訪問看護職員交通費などを請求させていただく場合がございます。

9. 身分証携行義務

・訪問看護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、 いつでも身分証を提示します。

10. 理学療法士等による訪問看護について

・理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるものとなります。

11.虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。

- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12. サービスの利用にあたっての留意事項

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は、訪問看護サービス以外の業務や当事業所の利用料以外の金銭に関する取扱いを行うことができませんので、予めご了承ください。
- (2) 訪問開始時間につきましては、他の利用者や交通の関係上、15 分程度の前後がありますことをご了解ください。15 分以上の時間変更については、担当職員より連絡させていただきます。
- (3) 移動に自動車を使用しております。安全面の観点から、深夜早朝等に出動したスタッフの休憩時間の確保をステーションが必要と判断した際には、訪問時間等の調整をお願いすることがあります。また、体調不良のスタッフが出た際も訪問時間や曜日変更のお願いをすることがあります。
- (4) 訪問開始直後や、看護職員等が入職した場合に 2 人程度のスタッフで同行訪問することがございます。ステーション都合の複数名訪問では加算の料金は発生いたしません。
- (5) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (6) 医療保険利用の訪問看護では、保険証や福祉医療受給資格者証等を確認させていただきます。<u>これらの書類について内容に変更の生じた場合は、必ずお知らせください。</u>
- (7) 難病法に基づく医療費(特定医療費)助成制度、又は自立支援医療(精神通院)を受けられている利用者においては、自己負担額計算の為、当月の最終訪問日に自己負担上限額管理票をご提示ください。<u>写真又はコピーをとらせて頂きます。</u>

13. 重要事項説明書に定めのない事項

・この重要事項説明書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に従い、利用者及び家族と当事業所 の協議により定めることとします。 事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 事業者(法人)名 株式会社のびしろ

所在地 群馬県太田市市場町696番地7

代表者名 代表取締役 野代 龍平 印

説明者名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意し交付を受けました。 また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

以下、署名又は記名押印。

利用者 住所

氏名 印

署名代行者(又は利用者代理人)

住所

氏名 印 (利用者との続柄:)